

南越前町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業実施要綱

令和6年6月14日

南越前町告示第46号

改正 令和6年12月25日

南越前町告示第59号

(目的)

第1条 この告示は、電気料金増加等の物価高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している社会福祉施設等を支援するため、南越前町社会福祉施設等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、南越前町補助金等交付規則(平成17年南越前町規則第38号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象期間)

第2条 支援対象期間は、電気料等分(4～5月分)は令和6年4月1日から令和6年5月31日まで、電気料等分(8～10月分)は令和6年8月1日から令和6年10月31日まで、電気料等分及び食材料費分(1～3月分)は令和7年1月1日から令和7年3月31日までとする。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、電気料等分(4～5月分)は令和6年4月1日現在に、電気料等分(8～10月分)は令和6年8月1日(私立保育所等を除く)現在に、電気料等分及び食材料費分(1～3月分)は令和7年1月1日(私立保育所等を除く)現在において、町内に所在する社会福祉施設等を運営している法人又は団体の代表者のうち、次の各号いずれにも該当しない者とする。

(1) 町税等を滞納している者

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、町長が不適格であると認める者

(3) その他町長が適当でないと認める者

(支援金の交付対象施設等)

第4条 支援金の交付対象施設、施設区分・提供するサービス種別等の区分及

び支援金の交付単価は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南越前町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書(実績報告書兼請求書)(様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出するものとする。

(交付決定等)

第6条 町長は、提出された申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤等がないかを点検し、適正なものであると認めた場合は受理する。

2 町長は、受理した申請書について、本要綱に基づき審査し、適正であると認められるときは、交付の決定をするものとする。

3 交付決定及びその通知は、支援金を交付すべきものと認めた申請者が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとする。この場合において、申請書を申請者からの請求書とみなす。

4 審査の結果、支援金を交付すべきでない認められたときは、南越前町社会福祉施設等物価高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第2号)により支援金の交付の申請を行った申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 南越前町補助金等交付規則第12条に定める実績報告は、第4条に定める申請書をもって代えるものとする。

(支援金の返還)

第8条 町長は、支援金の交付を受けた者が偽りその他不正行為によって交付を受けたことが判明した場合は、交付した支援金に係る交付決定を取消し、既に交付した支援金を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表(第4条関係)

対象施設	施設の区分・提供するサービス種別等の区分	支援金の交付単価
町内に所在する 高齢者福祉施設 等	入所系 ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設	【電気料等分(4~5月分)】 定員1人当たり 1,360円

<p>町内に所在する 高齢者福祉施設 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 短期入所生活介護 ・ 短期入所療養介護(みなしを除く。) 	<p>【電気料等分（8～10月分）】 定員1人当たり 3,600円</p> <p>【電気料等分（1～3月分）】 定員1人当たり 3,600円</p> <p>【食材料費分（1～3月分）】 定員1人当たり 8,600円</p>
	<p>通所系（介護予防サービス・総合事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 通所リハビリテーション(みなしを除く。) ・ 小規模多機能型居宅介護 	<p>【電気料等分（4～5月分）】 定員1人当たり 1,700円</p> <p>【電気料等分（8～10月分）】 定員1人当たり 4,760円</p> <p>【電気料等分（1～3月分）】 定員1人当たり 4,760円</p> <p>【食材料費分（1～3月分）】 定員1人当たり 2,000円</p> <p>※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービス（総合事業）の両方で指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。</p>

<p>町内に所在する 高齢者福祉施設 等</p>	<p>訪問系(介護予防サービス・総合事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問看護(みなしを除く。) ・訪問リハビリテーション(みなしを除く。) ・居宅介護支援 	<p>【電気料等分(4～5月分)】 1事業所当たり 9,080円</p> <p>【電気料等分(8～10月分)】 1事業所当たり 39,420円</p> <p>【電気料等分(1～3月分)】 1事業所当たり 39,420円</p> <p>※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービス(総合事業)の両方で指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。</p>
<p>町内に所在する 障がい福祉施設 等</p>	<p>入所系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援 ・共同生活援助 	<p>【電気料等分(4～5月分)】 定員1人当たり 1,360円</p> <p>【電気料等分(8～10月分)】 定員1人当たり 3,600円</p> <p>【電気料等分(1～3月分)】 定員1人当たり 3,600円</p> <p>【食材料費分(1～3月分)】 定員1人当たり 3,400円</p>

町内に所在する 障がい福祉施設 等	通所系 ・短期入所(入所系と重複するものを除く。) ・自立訓練(機能訓練、生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援A型・B型 ・放課後等デイサービス	【電気料等分(4~5月分)】 定員1人当たり 1,700円 【電気料等分(8~10月分)】 定員1人当たり 4,760円 【電気料等分(1~3月分)】 定員1人当たり 4,760円 【食材料費分(1~3月分)】 定員1人当たり 2,000円
	訪問・相談系 ・居宅介護	【電気料等分(4~5月分)】 1事業所当たり 9,080円 【電気料等分(8~10月分)】 1事業所当たり 39,420円 【電気料等分(1~3月分)】 1事業所当たり 39,420円
町内に所在する 私立保育所等	私立認定こども園	【電気料等分(4~5月分)】 定員1人当たり 170円 【電気料等分(8~10月分)】

町内に所在する 私立保育所等	私立認定こども園	分)】 定員 1 人当たり 690 円 【電気料等分 (1～3 月 分)】 定員 1 人当たり 690 円 【食材料費分 (1～3 月 分)】 定員 1 人当たり 2,565 円
-------------------	----------	---

備考1 町内に所在する高齢者福祉施設等については、この表に掲げるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1か所に複数のサービス種別がある場合は、サービス種別毎に1施設当たりの交付額を算定する。
- (2) 通所系の通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び通所リハビリテーション(みなしを除く。)の定員数については、利用定員とする。
- (3) 通所系の小規模多機能型居宅介護の定員数については、登録定員とする。
- (4) 定員数については、電気料等分(4～5月分)は令和6年4月1日、電気料等分(8～10月分)は令和6年8月1日、電気料等分及び食材料費分(1～3月分)は令和7年1月1日を基準とする。
- (5) 支援対象期間に指定を受けたものは、支援金の交付対象者とすることができる。なお、対象施設からの申請時点で休止・廃止している場合又は休止・廃止の予定がある場合(事業継続の意向がない場合)は、支援金の交付の対象外とする。

備考2 町内に所在する障がい福祉施設等については、この表に掲げるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入所系及び通所系を一体的に運営している場合は、いずれか一方の施設で算定する。ただし、入所系を運営している法人が別で通所系の指定を受けているときは、それぞれの施設で申請することができる。
- (2) 訪問系において複数のサービスを一体的に運営している場合は、一の事業所として取扱うものとする。ただし、町内に所在する高齢者福祉施設等における

対象施設及び定員数が当該支援金と重複する場合は、支援金の交付の対象外とする。

- (3) 入所系及び通所系の定員数及び訪問系の事業所数については、電気料等分（4～5月分）は令和6年4月1日、電気料等分（8～10月分）は令和6年8月1日、電気料等分及び食材料費分（1～3月分）は令和7年1月1日を基準とする。

附 則

この告示は、令和6年6月14日から施行し、令和6年度の予算に係る支援金に限り適用する。

附 則

（附則期日）

- 1 この告示は、令和6年12月25日から施行し、改正後の南越前町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業実施要綱の規定は、令和6年8月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 令和6年12月25日以前に交付決定を受けた補助金事業については、従前の例による。

南越前町長 様

住 所
氏 名

(法人の名称・代表者の役職・氏名)

印

南越前町社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書(実績報告書兼請求書)

南越前町社会福祉施設等物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請額

2 申請内訳

※食材料費分については、右欄に☑を入れてください。【利用者への負担転嫁を行わず、適切に食事提供をしています。 □】

施設区分	施設区分	施設名	所在地	定員数	支給単価(円)	支給額(円)
入所系					1,360	04~5月分
					3,600	08~10月分
					3,600	01~3月分
					8,600	01~3月分 (介護:食材)
					3,400	01~3月分 (障害:食材)
通所系					1,700	04~5月分
					4,760	08~10月分
					4,760	01~3月分
					2,000	01~3月分 (食材)
訪問系					9,080	4~5月分
					39,420	8~10月分
					39,420	1~3月分
私立保育所等	私立認定こども園				170	04~5月分
					690	08~10月分
					690	01~3月分
				第1号・2号 認定の人数	支給単価(円)	支給額(円)
					2,565	01~3月分 (食材)
合計						

3 振込先口座情報等

金融機関名				支店等名			
預金種別		口座番号		金融機関 コード	-	-	
口座名義	(フリガナ)						
	名 称						

4 担当者情報

担当者職氏名		電話番号	
メールアドレス			

様式第2号（第6条関係）

様

南越前町社会福祉施設等物価高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南越前町社会福祉施設等物価高騰対策支援金については、下記の理由により交付しないことに決定しました。

年 月 日

南越前町長

記

理由：